
平成28年第3回大和町議会定例会会議録

平成28年6月9日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産 業 振 興 課 長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
主 任	本 木 祐 二		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時29分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

定刻にまだちょっと早いんですが、皆さんおそろいですので本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番渡辺良雄君、8番千坂裕春君を指名します。

日程第2「議案第47号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第47号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

副町長に質問させていただきます。管理者として適切な対応かという観点から何点か質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、3月定例議会におきまして私の一般質問で民間に比べて職員の処罰は甘いかどうかと町長に問い合わせたところ、民間に比べて軽い、甘いという返答をいただきました。それを受けて副町長としては、どのような対策を練って職員に周知徹底したか、お聞かせください。

2点目。職員の飲酒運転が発生した時点で、対応策としまして他の自治体とこの

いった不祥事の記事を読んでいただくというものでありますけれども、それにはどんな効果を求めてやったものかお聞かせください。

3点目。一昨年9月の飲酒運転の処分が6カ月停職、今回は1年という停職です。この違いを聞かせてください。

4点目。一昨年の飲酒運転の職員が停職をあけて復帰しておりますけれども、全体で謝罪とかそういったものがあつたかどうか聞かせてください。

以上、4点です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。副町長遠藤幸則君。

副町長 （遠藤幸則君）

千坂議員さんのご質問でございます。

まず、民間の関係であります。この件につきましては町の顧問弁護士とも相談をさせていただいて、前回でもお答え申し上げたと思うんですが、民間の処分に比べて形状については重くないという状況もございますし、民間であれば公務員に比べて、処分の内容については公務員の場合ですと今回の処分において民間に比べて重い部分もあるのではないかというような、弁護士のほうから回答をいただいております。そういった意味では、今回処分の内容が一致しないというところについては妥当な部分かなと思っております。

それから、飲酒運転にかかわります町の取り組みという形で他の自治体の処分または事故を起こした内容等について、メールを通じて各課のほうに配信をさせていただいております。この全職員が目を通すこと、または各課の課内会議等においてこういった部分においての確認をさせていただくことで事故等に通ずる認識を深めていただくという狙いがございます。

それから、一昨年6カ月に比べて今回1年というのはどういうふうなことかということですが、今まで一昨年の酒気帯び運転に比べて今回は人身事故でもありますし、そういった意味で前回は踏まえながら1年という内容で踏襲をしたものでございます。

一昨年の職員からの謝罪があつたかということですが、これについては処分言い渡しにあたり本人からの謝罪を受けております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

1点目の民間レベルより軽いのではないかという問題ですが、弁護士の見解ということですが、弁護士それぞれいろいろな解釈はあるかと思いますが、私はまだまだ軽いと感じております。

また2点目。新聞記事、同じようなものを聞かせて事例を職員が確認するという点ですが、これこそが職員がこういうことをしたらほかの市町村または公務員の方、最近でいいますと近隣の自衛隊の方が、やはり飲酒運転をして停職19日で自己退職しています、こういった記事を読ませてください。みんなはそういうふうに行っているんだという行為、あります。決してこちらからではなく、またはその罪の重さで判断する、もう大人ですからそういったものが必要ではないか。それを論ずるのが副町長の役目ではないかと私は思っております。給与の場合、人事院勧告を受けてその給与に近づけようとしますが、なぜこういった不祥事に関しては民間レベルの状況に合わせてやらないのか私には理解が苦しむ、理解ができません。

3点目。6カ月と1年の違い。今答弁ありましたけれども、それは飲酒運転をした結果、事故が起きたか起きないかでやっているから、ここが最大の問題です。飲酒運転をやった行為、この行為で処罰をしなければいけないことだと私は感じております。こういった対応の誤りがあるから、いつまでも飲酒運転が続くんじゃないかと私は思っています。その対応は大きく間違っております。

4点目。先般1階の窓口で来庁者の方が、飲酒運転その他の不祥事のことで苦情を述べられていました。職員さん、または課長、一所懸命対応しておりました。その中で後で課長に聞いたら、全体責任だからやむを得ないところがある。または、交通指導を全員の方がやっている中で、これも連帯責任ということなんでしょうけれども、復帰した職員が職員さん全体で申しわけなかったという言葉がなくて、なぜ連帯責任というものが発生するのか。それは、やはり副町長の管理または指導が足りなかったと私は思いますけれども、今の4点もう一度答えてください。

議長（馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副町長 （遠藤幸則君）

まず、民間に比べてという話でございますが、公務員の処分に関しましては懲戒処分審査会等を開いてやっております。その中で他の自治体の例または我が町の過去の事例、これを含めて処分内容を決めさせていただいておりますし、今回については先ほど申し上げたとおり弁護士側にも相談した中で量刑等を勘案したものであります。

それから、新聞等書かれているニュース関係については、すべからく今職員のほうに配信をして十分な認識をしていただく形で、今進めている状況でございます。

それから、1年と半年の違いということですが、やはり今回につきましては行為そのもの、いわゆる飲酒運転そのものをやはり犯罪であるという認識は当然なことでございますので、これを前回の6カ月よりはさらに多い量刑というような形で、この1年というのは最高の部分でございますので、そういった形で停職1年という形で状況を答申したような形になっております。

また、全体責任という部分でございますが、事故を起こした職員についてもきちんと謝文それから釈明等をいただいておりますので、個人個人で、全体の中での釈明というんでしょうか、そういったところでは求めていないところでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

8番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

順不同になってしまいますけれども、求めていないのではなくて求めるべきです。そうしないとなぜ我々全員で交通指導をしなくちゃいけないのか、私がやったわけではないのに苦情を受け入れなくちゃいけないのか、そういった気持ちは人間として当然持ってきます。そうすると組織が壊れます。そういったものが大人の社会だと私は感じておりますので、ぜひ謝罪をさせてください。

それと飲酒運転、6カ月と1年の違い。まだ認識が甘い。かけ声は飲酒運転は重罪、犯罪とうたっておきながら、この程度のものでは全然私は納得しておりません。そういった問題を片づけるのは副町長なんです。今回の処分は町長も50%削減、副町長も50%削減になっておりますけれども、例えば課のレベルにした場合、やった本人がもちろん懲罰を受けて課長も監督責任を負います。副町長が組織全体の責任者であれば、それを町長が任せているんですから、副町長の仕事ですよ。ですから、副町長のほう

が重くあるべきです、処分は。その管理者である町長は一般の職員が不祥事が起きたときの課長の責任と同じことを考えれば、副町長のほうが多くあってしかるべきだと感じておりますけれども、どうですか副町長。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副町長 （遠藤幸則君）

まず、謝罪をさせるべきだというようなことのお話をいただいております。本人からの謝罪関係については受けておるところでございますが、全職員の前でというような形がどうなのか、これは検討させていただきたいと思います。

それから、副町長としての責任の度合いの部分で、町長と同じよりは重くすべきではないかというご意見、ご指摘でございますが、その部分につきましては私自身は職員を監督する部分という形での副町長の責務があると思っております。そういった意味での重さは十分認識はしております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。12番平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

今、副町長の答弁の中で職員を管理する立場で自分の責任は重いというような答弁でございました。また、今回は同じく50%、今までは町長が50%のときは副町長が40%というような内容で今まで処分がなされてきたとは思っておりますが、今回50%にしたということは、今の責任の重大さを副町長は感じておることでしょうけれども、今回飲酒運転での減額でしょうが、ここ3年間ですね、副町長が就任して12件のいろいろな接触事故とか飲酒運転が2件その中に、また不祥事等々あるんですよ。それで、この3年間で職員、依願退職者が14名も出ているんです、人事異動の件で。私は今度のこの飲酒運転は、単なる個人的なものではなく組織的にやはりいろいろな役場の庁内にストレスとかやれいろいろな問題を抱えているために起きた今回の事件だと私は思っております。職員間がぎくしゃくしているような感じも私も見受けられますし、やはり何で庁内の人事異動のたびにこんなにやめるのか。平成27年度には9名ですよ。いろいろなあれはあるでしょうけれども。やはり、そういったものが

いろいろなものに私はこうなってくるのかなど。人事異動は町長、副町長、執行部のこれは専権事項でありますから、我々は何も言えません。ただ、この3年間でやってきたことは、若い人たちが何でやめていくのか。また、中堅の今から一番働かなくちゃいけない人が何で途中でやめなくてはならないんだと。私は専門職というのはあってしかるべきであって、やはり都市建設、産業振興課、また上下水道なんていうところは技術の方々がいるわけですよ。それをこっちの事務的なものに異動する、結構それでやめている方も多いですよね。また、内示というのもあって、いろいろ職員から職場を希望する、多分とると思いますよ、この課でね。それで今の人たちは、我々、町長、まず副町長、我々の代は終身雇用ですね、やはり幾らひどい、合わなかったってそこに勤めて我慢していたとは思うんですけども、今の方々は優秀ですから、自分に合わないときはすぐ別な、安くたってなんだって民間に行きますよ、すぐ。だけれども、せっかく上級職、ある程度の試験を通過して入って、落ちた方はどうするんですかと。落ちた方はずっと終身雇用でこの役場に行きたいと思っていたんですけども、その優秀な人たちのために落ちた。でもその優秀な人たちは自分の思いがかなわなければすぐやめる。そういったことで、やはり任命者として、またこの異動の件に関して、副町長、事務方のトップとして私は本当に今までのやり方はおかしいと思うんですけども、自分でこの不祥事または依願退職の数を見てどう思いますか。

議 長 (馬場久雄君)

副町長遠藤幸則君。

副町長 (遠藤幸則君)

平渡議員のご質問でございます。

まず、先ほど申し上げたとおり今回の事故にかかわらず、今までの部分については事務を管理する副町長としての責は重いと感じておりますし、その責を果たすためには、これからも飲酒運転撲滅に対しての部分は第一義に取り上げて邁進していくべきものと思っておりますし、そういった取り組みの中で議員の皆様初め町民の皆様の信頼回復を図っていくのがまず第一義だと感じております。

それから、人事の関係で今ご質問をいただきました。確かにやめていく職員、平成27年度も多くございました。理由はそれぞれあるわけでございますが、身体的な病気の理由から家族内の理由とか、いろいろありました。私どもにとりましても本当に残念な部分がありましたし、これから期待する職員も当然おるわけでありますので、

そういった面では本当に残念な部分がございます。

異動に関しましては、それぞれ経験を積ませる意味でもある程度期間を置きながら異動している今現状がございますが、今議員からおっしゃられました専門職というんでしょうか、そういった部分での取り組みについても今これから考えていかなければいけない部分かなと感じております。採用されなかった方のために、役場を希望してならなかった方たちもいるわけでありまして、これからの職員の皆様におきましてはやはり組織としての部分として、役場、大和町民の皆様のためにという形でさらに皆様の意見を取り入れながら職員の皆さんに発揮していきたいと感じております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

12番平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

今十分にというような話ですけれども、その前にやはり課長なり課長補佐さんがおるわけですね。その中で異動するような時期にやはりいろいろ希望もありましょうが、その課長の方々のこの職員はどこに向いているかというのものもあるはずですが、その課長の多分副町長はそういう書類は集めていながら人事を異動するわけですね、采配をね、はっきり言って。何もなくやるわけではないでしょう、それはね人間、やはり希望とか適格、不適格あるでしょうから。ただ、今は全部の課を何も全部の職員が回る必要もないし、やはりある程度の専門職というのものもあるでしょうし、やはり今ははっきり言って管理職になりたくない職員がいっぱいおりますから、執行部のほうでは全部の課をああやって将来の幹部に備えるというような意気込みでしょうが、今は違いますから、はっきり言って。自分の好きな仕事をしたいという。ただ、その気ままなことはさせられないからそれは異動ですけれども、ただ3年で必ず移動しなければいけないとかそういうふうになるから一気にごそっと3年間ごとに大幅な異動があって、そこでぎくしゃくするのが今までの私はここ二、三年のやり方だと思っています。

ですから、そういうのではなくて、もっとやはりきっちり性格とか人間関係とかいろいろありましょうから、そういうのをきっちりやはり把握してするのが私は副町長の務めだと思いますよ、はっきりいって。そこはしっかりやって、各課のほうから意見を吸い上げてやはりやっていかなければ、また来年も何人かやめるような状況になると私は思っておりますので、その辺はしっかりと心に入れて人事をしていただきたい

いと思います。

また、今回の飲酒運転で、課の職員の飲酒を伴う懇親会は控えるといったことを今やっておりますが、私は逆に今こういう状況の中で、課でもっと意を図っていかねばいけないのではないのかと。ですから、いかにも酒を飲むのが悪いというような感じでいたのでは、やはり何もできないと思います。ただ、飲んで運転すれば、こういうような社会的な信用または責任を負わせられるのが本人でありますから、もう社会人でありますから、やはり何々するなとかという規制はそろそろやはりやめて、ある程度自己に任せてやるべきではないのかなと。今3カ月くらい過ぎて、また町もこういうふういろいろな行事等々がある中で、職員は飲酒とか懇親会は控えろというのは私はちょっと逆行しているのかなと思いますけれども、今までにもこれは3カ月やってきて、今後やはり早くこれを解いて、やはり課内でいろいろな懇親の場を深めて職員同士の懇親を図るべきだと思うんですが、その点いかがですか。

議長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副町長 （遠藤幸則君）

まず、異動の関係でございますが、異動に当たっては職員から意向調査を毎年実施しておりますし、それから事業評価関係の関係では各課長からヒアリングを受けて各課に職員の状況等も伺いながら今進めている状況でございます。

専門職の部分というお話もいただきました。この件に関しましては参考にさせていただきたいと思っております。

それから、議員おっしゃったとおり確かに酒を飲むことが悪いことではなくて、飲んで運転することが悪いことであり、おっしゃるとおりだと思っております。課内のコミュニケーションづくりにはやはりこういった場も大変重要な、大事ななと思っております。ともすると今、今回の議会の一般質問でもあったとおり、町内、町外者の割合がだんだんと狭まってきているような状況になっております。そういった意味からもお酒ではないような形での懇親会というんでしょうか、そういった形も大事ななと思っております。

現在、飲酒運転根絶等の各課全15課からなります根絶委員会を今立ち上げて2回ほど会議を進めておりまして、それぞれ全課のほうから各課でもんでいただいた内容を提案していただいて今それを取りまとめている状況になっております。個人での責務

それから組織での責務、あるいは懇親会等飲酒が伴う場合での前の日まで、また当日までの対応、そういった行動指針の案も今作成をしております。その中にありましたものは、やはり酒は飲まなくてもそういった懇親会の大事さとかそういったのも各課のほうから出ている部分もございます。確かにおっしゃるとおり課内の融和を図る上でコミュニケーションはまず仕事をやっていく上では大事なことでございますので、今回はまず自粛というような形で進めておりますが、これからの部分についてもその辺は参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

12番平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

大いにですね、私は酒は悪いと思っていませんし、私は飲めないんですけれども3次会、4次会までつきあう楽しい飲み方をしておりますけれども、やはり皆さんも同じだと思います。やはり飲みたい方はノンアルコールが今出ていますから、水と同じ。だから、そういう感じでいろいろなやはり今から庁内の懇親を、融和を図っていくその指導をやはり町長、副町長がとっていくべきだと私は思います。ぜひ、何してだめかにしてだめ、子供たちでも同じでしょう、これしてだめと言ったものに限って必ずやりますからね。ですから、余り規制を設けなくて自由に、あとは自己責任ですから、大人ですから、そこのところをしっかりと踏まえて今後の運営をしていっていただきたいと思っておりますが、もう一遍。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副町長 （遠藤幸則君）

ありがとうございます。課内の融和、それがしいては町全体のまちづくりにつながる、職員の仕事の発揮につながっていくと感じております。そういった意味におきましてもこれからもコミュニケーションづくり、課内融和づくり関係、進めるべきところは進めていきたいと考えております。ただ、現在のところ、飲酒を伴う部分については自粛という期間がございますので、それを割愛しながらこれから進めていく部分は考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第48号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、議案第48号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第49号 平成28年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第4、議案第49号 平成28年度大和町一般会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

事項別明細書の3ページ、収入の15款国庫支出金5目土木費国庫補助金2節社会資本整備総合交付金、減額補正になっておりますが、これは南部コミセン絡みの事業と認識しておりますがよろしいでしょうか。それで、もし南部コミセンの事業の減額であれば、12月定例会臨時議会かちょっと忘れちゃったけれども、入札が終わり仮契約に当たって議会で議決した件がありました。そのときに、私は議会で説明したのは4割補助だからどうぞよろしくお願ひしますという、当時まちづくり政策課長または同じくまちづくり政策課の課長補佐が頑張って4割補助をとっていくという中で認めた経緯がありました。その中で、臨時議会か定例会かちょっと忘れてしまいましたけれども、減額されました。周辺の公園整備はしませんからお認めいただきたいという減額はまた別な意味での減額なのかどうか、聞かせてください。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

社会資本整備総合交付金について2,805万5,000円の減額ですが、これは南部コミュニティセンターの建設事業に伴います交付金の減額補正でございます。内容につきましては、平成28年度に事業を実施を予定しておりました南部コミュニティセンターの本体の工事、そして耐震性の貯水槽、備蓄倉庫、合わせまして当初1億8,215万5,000円の歳入を見込み計上しておりましたが、平成28年度の国からの内示額が1億5,410万円であり、差額の2,805万5,000円を今回減額補正をお願いしたものでございます。それで、当初見込んでおりました要望額に対しまして満額の内示ではありませんでしたが、南部コミュニティセンターが補助率40%になるように南部コミュニティセンターを優先的に1億4,439万1,000円を充当いたしまして、残り残額を耐震性貯水槽へ

920万9,000円、備蓄倉庫へ50万円を充当したものでございまして、南部コミュニティセンター本体につきましては、平成28年度、29年度の2カ年の建設事業ですが、40%の補助率を確保したものでございます。なお、同時に関連工事で実施をいたします耐震性貯水槽、備蓄倉庫を合わせますと、それも含めた事業費につきましては38%になったところでございます。以上でございます。

8 番 (千坂裕春君)

委員長ちょっと手挙げてなくて申しわけないんですけども、私は段階的な減額ではないんですかとまず聞いたんです。そこは段階的ではないのかどうか。1回だけでいいんですかね。我々に1回減額される見込みですという減額分、予定分。

議 長 (馬場久雄君)

今の40%の説明ではなくてということですか。

8 番 (千坂裕春君)

はい、その仮契約するときには減額が決まっていて、減額されましたというその減額分なのか。

議 長 (馬場久雄君)

もう一回、8番千坂君。

8 番 (千坂裕春君)

これを勘定しないでね。我々議会に説明するとき、4割補助でやらせていただきますからお願いしますと言ったところ、まだ決まっていない、4割補助ね。それに対して頑張りますと言ったんだけど、結局は減額されることを仮契約のときにもう決まっていたんですよ。その減額分と解釈してよろしかったんですかということですよ。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

お答えいたします。

昨年の12月に仮契約の議案を上程をいたしまして同意をいただきまして正式な契約を結ばせていただきまして、全体の南部コミュニティセンターの事業費が確定をしております。その事業費に対しましての今回の補正という形になります。国の内示額に伴っての補正になりますけれども、南部コミュニティセンターについては40%、充当しております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

まず、私が要望したいのは、この補正の説明のときにも社会資本整備総合交付金とかそういった名前ではなくて、これは何々事業に該当するものの減額というような説明が必要だというもの。そのために南部コミセンですかと確認が入った、余分な質問をしなければいけない。そういったものでは説明の仕方も十分ではなかった。

それで、今の説明だと南部コミセンの本体に集中したというような言い方が何度か出てきているんですが、全体でとにかく4割補助をもらうのに本体だけの4割補助というのは何か理解できないので、これは国とのやりとりの資料をいただけるんだったら提出を求めたいんですけれども、提出はできないんですか。

議 長 （馬場久雄君）

千坂議員、資料が必要ですか。（「国とのやりとりの資料」の声あり）

申しわけないです。暫時休憩をします。

午後2時 5分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、まちづくり政策課長小川 晃君、説明願います。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

社会資本整備総合交付金につきましては国へ要望いたしまして、それに基づいて内示が宮城県に来ます。そして宮城県から町に通知が来ておりますけれども、その内訳につきましては、大和町として幾らだという1本での内示を頂戴しております。その内示をいただいたその金額について、計画をしておるどの事業にどれだけ充当するかというのは、それぞれの内示額に応じてそれぞれの市町村で判断をして充当、それぞれの事業を行うわけでございます。今回につきましては、南部コミュニティセンターに優先的に40%ということで配分をいたしまして、残りについて今年度の事業を計画しておりました耐震性の貯水槽、備蓄倉庫、そういったところに充当したところでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

私が理解できないところは、以前説明したのは南部コミセン全体、周辺地域を含めて国の補助金を4割使いますと。それで先ほどの課長の答弁で減らされたけれどもコミセン建物本体は4割補助でやりますからよろしく願いますという、その部分です。何で全体減らされたのに本体4割というのは、どういう計算になっているのかよくわからない。だからそれを確認するために資料を見せていただきたいということです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

社会資本整備事業につきましては、国のほうで補助率が非常に下がってきております。4割という基準ではあるのですが、もともとある基金を崩してやっておりますので、全体的にどの自治体でも大変苦慮しております。

それで、町のほうでは南部コミセンを含めて全体の計画をつくって、公園整備とかですね、それで補助申請をいたしました。ただ、なかなかその金額がまともに来なくなってきております。それで、町としましては、その計画の中でも南部コミセンを最

優先にしたいということで南部コミセンの予定している4割というものを確保するために努力をいたしました。その結果、南部コミセンについての確保4割はできたという状況です。ただ、全体の計画からすると若干減った部分がありましたので、その部分については今回この間ご説明申し上げ、今回減額をさせてもらったということになります。

ですから、社会資本整備事業、いろいろあるんですが、南部コミセンを含めたエリアの工事についての補助全体に見れば4割は来なかったんですが、その分で南部コミセンに使う分の4割分だけは何とか確保ができた。わかりませんか。（「それはわかった」の声あり）だから、全体では4割確保できなかった。ただ南部コミセンを最優先にしたいということでいろいろ国にも交渉した結果、南部コミセンの分の4割は何とか確保ができたということです。ですから、南部コミセンの事業についてはそのままなんとか頑張っていけるんですが、そのほかについてはちょっと予算がつかなかったものですから、その分を今回減額修正、この間説明していなかったところの金額を今回修正をさせてもらったということでございます。

8 番 （千坂裕春君）

町長の答弁で理解しました。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですね。はい。

ほかに質疑はありませんか。6番門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

産業建設常任委員会の場合でも若干お話は出たところだったんですが、夏祭りの助成で142万円出ております。今回、花火を上げる予定と、若干上げる場所が遠くなって号数が少し大きい玉を上げなければいけないというふうなことで、若干間隔とかそういったものをあけますよというふうなご説明は委員会の場で受けてはおりましたが、全体的にどのくらいの間隔があいて、時間も若干短縮されるのかどうなのか、その辺のところもお話をもう一回していただければと思うんですが、それともう一点、これも同じ常任委員会の場で説明がありました伊達いわな生産事業費、10の10で全額助成が来る3,699万6,000円、今年度は全額助成というふうなことであるんですが、来年度からの事業費あるいは事業とはどういった形で持っていくものなのか、三倍体のイワ

ナを大和町特産品としてほかの市町村のほうにお分けできるようにしていくのかというようなその辺のところの目標を、目的をもう一度お話をいただければと思うんですが。以上2点です。

議長（馬場久雄君）

事項別明細書8ページと7ページにわたっての商工費また農林水産業費についての質問です。答弁をお願いします。産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

それではまず花火の関係からなんですけれども、花火はこの前の5月25日の実行委員会で花火の業者もおかげさまで決まりまして、プロポーサルによりまして。それで、今まで上げていた花火ではどうしてもまほろばホールを中心にお客さんが見た場合、見えないだろうと、上がる距離では。それで、号数をより高く上がる号数に変えまして花火のプログラムを組むというようなことで進めております。それで、入札をさせていただきました。それで、今までは3号玉ということだったんですけれども、今回4号玉、5号玉ということで1,800メートルくらい上がるということでした。今まで安全範囲が直径200メートルとっていたところを250メートルと大幅に広げまして、トマトのハウスの道路を挟んで南側、八反田のところを国道457号より東側で上げさせていただくということで、ほぼ全面田んぼ、建物がない部分で上げさせてもらいまして、土地の所有者には全員ご協力とか了承をいただいて進めるようにしております。

時間的には、今までと同じなんですけれども、予算も同じなのでどうしても数は減ってしまいますということで、時間は同じにしております。ただ、とっていただいた花火業者によりまして、今までより見劣らないように頑張りますということをつけ加えさせていただきました。さらに、保険のほうも普通の保険より自分たちが別に入る保険も二重に入らせていただくことで今回進めさせていただいております。

次に、三倍体イワナなんですけれども、宮城県で開発しました三倍体イワナ、全魚がメスということで、メスの場合、三倍体になった場合メスにはなるんですけれども、卵を産まないということなのでより体が大きくなって大トロ、全部トロになってしまうという魚でございまして、ことしは町事業主体と、そして事業主体で町で備品とかその施設は整えまして、この町で整えた備品を伊達いわな振興協議会のほうに来年は貸し出すというような形をとらせていただきまして、ことしで町と県のほうで、県は

全国的にPRして行って伊達いわなの振興を図る。例えば、東京の料亭とか、仙台市の料亭とか、そういうところにばんばんやっていると。町のほうでは町内を中心に伊達いわなのPRをしていただきまして、町のほうのお店でも食べられるような形で進めたいなど。さらに、町のお店に対しては、安価な値段で出してくれるという確約をとりまして今回事業を進めております。3年目以降なんですけれども、町のほうで設備を整えたものを今度は伊達いわなのほうで使いまして、それを加工してことしPRした部分を生かしまして来年いろいろなところに販売していくと。さらに来年以降は県が中心となって伊達いわなの振興を図っていくという形をとらせていただきたいということでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

6番門間浩宇君。

6番（門間浩宇君）

花火に関しては了解をいたしました。ただし、やはり前年度の件もあるものですから、安全には十分に気を使っていたいただきたいと思ひますし、さらにきれいな花火を上げていただければと思ひてございます。

伊達いわなの件、了解をいたしました。今年度の予算は全額補助ということ。来年度以降も町の予算としては発生はしないと、若干は発生するのかな、その辺のところもう一度ご説明をいただいて、これもさらに大和町の、宮城県の特産品という形ではなくて、ならば大和町の特産品、生産品でというふうなことでふるさと納税にも前回にもお話があったように、その部分にも活用できるような商品に仕上げていただければと思ひますが、再度答弁。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

PRにつきましては、伊達いわなと特別な枠ではとらせていただけない感じでは考へておりますけれども、平成29年度の観光の中で伊達いわなの振興を図っていきたく考へております。

さらに、流通を今回かなりPRを大きくしますので、それをもとにしまして返礼品

なんかにもなお使っていただくように。年間それでちょっと話をしないでしまったんですけれども、今、年間、今年度なんですけれども10トンの出荷を目指しております、大体キロ3,000円で売れるということで今なっておりますので、キロ3,000円なので3,000万円くらいの出荷量をことし目指しております、大きな大和町の特産品になっていくのかなと、そのことについては町としてもPRしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

いいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

事項別明細書5ページの2款6目企画費の中の19節補助金250万円のお伺いをしたいんですが、七ツ森太鼓の修理に伴う宝くじの助成事業であったと、10分の10の、ということでのご説明でありました。非常にコミュニティー形成上は有効な補助事業をとられたなと感じているところでありますが、これは具体的に何月くらいに申請をされて、いつ補助が決まったのかというところをお伺いしておきたいんですが。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

自治総合センターからのコミュニティーの助成金でございますが、交付決定を頂戴をいたしましたのが3月30日付でございます。交付申請につきましては、昨年12月だったと記憶しております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

12月の申請で3月30日の決定だったというお話でありました。最初に七ツ森太鼓の

団体の方からによるご相談があつて申請に至つたのではないのかなと思われましょけれども、やはりいろいろな文化継承していくという意味でも、その他いろいろな団体がある中、ある意味使い勝手がいいと言つたらあれですけれども、非常に有効な事業であると思いますので、具体的に同じような修理であるとか、またその伝統文化品を直していくとか買いかえるというようなところで、さまざま生涯学習課さん等がかかわられている団体の方々の意見もいろいろ伺いながら、必要なものは、あくまでも事業主体は町でなければだめだということになっている事業であると思いますので、広げていただけたところは広げていただけるような努力をすべきではないのかなと思ひますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、お答えをいたします。

今回の七ツ森太鼓につきましても太鼓の修理に多額の費用がかかるということで、七ツ森太鼓のほうから町にご相談があつて、こういった事業に該当するのではないかとということで交付申請をしたところでございます。全体的な県の配分の枠とかそういったものもございませけれども、その制度についてはなお今後PRしてまいりたいと思つております。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第50号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第50号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第51号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第6号、議案第51号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （馬場久雄君）

日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。あわせて定例議会説明資料諮問第1号関係もごらんいただきたいと思います。

諮問第1号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を頂戴いたしたいと思います。

記といたしまして、住所、大和町落合蒜袋字新田48番地、氏名、品川豊子氏でございます。

諮問の資料のほうもごらんいただきたいと思います。

品川さんについての学歴、職歴、その他の経歴につきましては記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

推薦の理由でございますが、ことしの9月30日付で人権擁護委員の鈴木隆司氏が任期満了を迎えるところでございますが、本人より再任辞任の申し出がございました。したがって、後任の人権擁護委員として法務大臣に推薦をいたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

品川さんにつきましては、昭和51年から平成15年まで農協職員として勤務されてお

りまして、平成25年から現在まで大和町の民生委員、児童委員として活躍していただいております。地域の信望も厚く、人権擁護委員についても非常に強い関心をお持ちと思っております。今後さらに地域の役に立ちたいというご本人のお気持ちも持っておられる方でございますので、これまでの豊富な知識と経験を生かして活躍いただけると思ひまして、今回ご推薦をお願いするところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

暫時休憩します。

諮問に対する意見書を配付いたしますので、そのままお待ちください。

午後2時32分 休 憩

午後2時32分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見書のとおり適任と認める答申をしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、お手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第8「所管事務調査の申し出について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第8、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の調査の申し出があります。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時34分 閉 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員